

○ 食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改 正 後	改 正 前
第3 食品循環資源利用飼料の安全確保に係る基本的な考え方について 1・2 （略） 3 飼料製造業者等の届出及び飼料の安全確保に係る関係者相互の協力・確認体制について （1）飼料製造業者等の届出について 以下①から④までにより、飼料安全法に基づく飼料製造業者等の届出を適切に行う必要がある。 ①～④ （略） （削る） （2）～（7）（略）	第3 食品循環資源利用飼料の安全確保に係る基本的な考え方について 1・2 （略） 3 飼料製造業者等の届出及び飼料の安全確保に係る関係者相互の協力・確認体制について （1）飼料製造業者等の届出について 以下①から⑤までにより、飼料安全法に基づく飼料製造業者等の届出を適切に行う必要がある。 ①～④ （略） ⑤ <u>なお、プロピオン酸等を飼料に添加する場合には、飼料安全法第25条第1項に基づき、飼料製造管理者を設置するとともに、農林水産大臣に飼料製造管理者届を提出しなければならない。</u> （2）～（7）（略）

○ 飼料の安全性評価基準及び評価手続の制定について（平成 20 年 5 月 19 日付け 20 消安第 597 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正
新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改 正 後	改 正 前
別記 1 鶏ひなの成長試験 1 （略） 2 試験方法 (1) （略） (2) 供用飼料 <u>抗菌性飼料添加物等（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 1 の（1）のウの表に掲げるものをいう。以下同じ。）を添加していない幼すう用配合飼料を基礎飼料として用い、この基礎飼料の原料の一部を供試品等で置き換えて調整する。</u> (3) ・ (4) （略） 3 （略）	別記 1 鶏ひなの成長試験 1 （略） 2 試験方法 (1) （略） (2) 供用飼料 <u>抗菌性飼料添加物を添加していない幼すう用配合飼料を基礎飼料として用い、この基礎飼料の原料の一部を供試品等で置き換えて調整する。</u> (3) ・ (4) （略） 3 （略）
別記 2 鶏卵のふ化試験 1 （略） 2 試験方法 (1) （略）	別記 2 鶏卵のふ化試験 1 （略） 2 試験方法 (1) （略）

(2) 供用飼料

抗菌性飼料添加物等を添加していない成鶏用配合飼料を基礎飼料として用い、この基礎飼料の原料の一部を供試品等で置き換えて調整する。

(3) ～ (5) (略)

3 (略)

別記 4

豚の成長試験

1 (略)

2 試験方法

(1) (略)

(2) 供用飼料

抗菌性飼料添加物等を添加していない子豚育成用配合飼料を基礎飼料として用い、この基礎飼料の原料の一部を供試品等で置き換えて調整する。また、各供試飼料には DE 測定用の指示物質として酸化クロム (Cr_2O_3) を 0.1～0.2%、酸不溶性灰分を 1.0%若しくは酸化チタンを 0.1%ずつ添加する。

(3) ・ (4) (略)

3 (略)

(2) 供用飼料

抗菌性飼料添加物を添加していない成鶏用配合飼料を基礎飼料として用い、この基礎飼料の原料の一部を供試品等で置き換えて調整する。

(3) ～ (5) (略)

3 (略)

別記 4

豚の成長試験

1 (略)

2 試験方法

(1) (略)

(2) 供用飼料

抗菌性飼料添加物を添加していない子豚育成用配合飼料を基礎飼料として用い、この基礎飼料の原料の一部を供試品等で置き換えて調整する。また、各供試飼料には DE 測定用の指示物質として酸化クロム (Cr_2O_3) を 0.1～0.2%、酸不溶性灰分を 1.0%若しくは酸化チタンを 0.1%ずつ添加する。

(3) ・ (4) (略)

3 (略)